

○準備書に対して述べられた意見についての見解

環境保全の見地からの意見	見 解
① 大気質・騒音・振動・工事車両 法で定める基準を遵守する他に、北側に近接する〇〇ビル（ホテル）の利用者への影響がないよう、実施すること。特に夜間の騒音・振動が伴う工事は控えること。	- 大気質・騒音・振動については、予測・評価の結果、いずれの項目も本事業の実施による影響の程度は小さいと判断されます。 - また、工事工程は、事業者の方で、施工者を決定次第、内容を詰めてまいります。原則として夜間は騒音・振動が伴う工事は行いません。 - 工事中は、仮囲いを設置するとともに、必要に応じ、防音パネルの設置を行います。この他、一層の影響の低減を図るため、最新の排出ガス対策型・低騒音型の建設機械の使用、アイドリングストップの励行、工事工程の平準化、規制速度の順守などの環境の保全のための措置を講じます。
② 水質 〇〇ビルでは井水を利用しており、工事に伴う水質への影響が無いよう、詳細調査を実施し、説明するとともに水の濁りを防ぐ対策を十分に行うこと。 〇〇ビルが利用する井水及び温泉水に影響が出ることが想定される場合は、事業者側の責任により、〇〇ビルへ上水による供給を行うこと。	- 事業実施区域内の地下水水質の調査結果は準備書 p. 9-1. 5-7に、ボーリング調査による地盤等の調査結果は準備書p. 9-1. 6-6～17に記載いたしました。 - 工事中の地下水の水質への影響について、掘削工事で施工する山留壁は、剛性が高く遮水性の高いソイルセメント柱列壁（SMW）を使用した工法を採用します。SMWの根入れは、遮水性の高い粘性土層を貫通し、礫質土層（G. L. -40m）の深さまで行い、SMWを構築するためのプラントにて硬化剤を調合し圧送します。これにより、山留壁内外の遮水性を確保することから、周辺地域の地下水位の低下や地下水の水質に与える影響はないものと判断されます。 - また、利用されている井水及び温泉水への影響については、今後、事業者が工事を進めていく中で個別に協議させていただきます。

③ 電波障害 ・〇〇ビルでは地上波、衛星放送の他にも、通信各社のアンテナ設備、携帯電話アンテナ設備が設置されており、ホテルのワイヤレス通信設備やテナント独自で通信基地を含めて、事業者側の責任において全ての電波障害対策を行うこと。	・地上デジタル放送のテレビ電波受信障害は、東南東方向に敷地境界から最大距離約 1,100m で、衛星放送のテレビ電波受信障害は、北東方向に敷地境界から最大距離約 200m で生じるおそれがあると予測します。 ・〇〇ビルへの影響については、計画建築物と〇〇ビルとの位置関係や高さ関係から影響の有無を判断できますので、事業者が個別に協議させていただきます。 ・なお、事業の実施によりテレビ電波（地上デジタル放送及び衛星放送）に受信障害が生じた場合には、環境の保全のための措置として、アンテナの高さや位置等の変更ほか、適切な対策を講じることにより、電波受信障害を解消します。（準備書 p.9-1.7-9～12 参照） ・携帯電話等の電波につきましては、予測が困難なため、障害が生じた場合には、事業者に状況をお知らせいただき、携帯電話会社等に問い合わせるなどお手伝いをさせていただきます。
④ 日照障害 ・日影の影響について、冬至・春秋分・夏至における壁面日影図等を提示し、〇〇ビル東西南面への影響を立体的に説明すること。	・壁面日影図を作成した上で事業者から個別に説明させていただきます。
⑤ 景観・人と自然の触れ合い活動の場 ・計画建物（外壁面）が北二条通（官民境界）に極めて接近しており、改めて圧迫感の緩和と環境に配慮する為、外壁面を南側にセットバックし、空地を設け緑地帯等を設置すること。 ・〇〇ビルでは北二条通境界より外壁面まで約 18m 北側へセットバックしており、計画建物も相応の隔離をとること。 ・〇〇ビルでは 14F、15F に温浴施設があり、プライバシー保護の対策を行うこと。また 12～13F は宴会場、16F～22F は客室となっており、同様にプライバシー保護の対策を行うこと。 ・〇〇ビルからの眺望・プライバシーの影響について、立面図・断面図等を利用し、計画建物との関係を図示し、説明すること。	・建物外周部には、幅約 4m の空地（歩道とあわせて約 8m）を設けるとともに緑化を行い、圧迫感の緩和及び快適な歩行者空間の形成に努めます。 ・また、計画建築物の外壁は、周辺の街並みと調和するデザインや色彩とし、圧迫感の緩和に努めます。 ・〇〇ビルからの眺望・プライバシーの影響につきましては、計画建築物との位置関係がわかる立面図・断面図等を作成した上で事業者が個別に協議させていただきます。

⑥ その他 生活環境 ・計画建物北西に駐輪施設が計画されているが、現在においても周辺歩道に自転車が放置されており、計画駐輪施設における対策と、放置自転車への対策を具体的に提示すること。	・当事業により整備される建物において必要と見込まれる駐輪台数（約 300 台）については、ビル共用の駐輪場として整備します。 ・現況の放置自転車対策として、上記とは別に公共駐輪場（約 500 台）を整備します。
---	--

※情報保護の観点から、固有名称については〇〇と表記している。